

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第29回）議事録

1 日時 平成27年2月9日（月） 13時00分～14時30分

2 場所 総務省 第3特別会議室（11階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

石戸 奈々子、泉本 小夜子、井手 秀樹、熊谷 亮丸、山内 弘隆（以上5名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、

高橋 文昭（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、

竹村 晃一（料金サービス課長）、片桐 義博（料金サービス課企画官）

大澤 健（料金サービス課課長補佐）、

清重 典宏（料金サービス課課長補佐）

（3）事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議題

（1）部会長の選出及び部会長代理の指名について

（2）委員会の主査及び委員会構成員の指名について

（3）諮問事項

① 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

【平成27年2月9日付け諮問第1220号】

② 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

【平成27年2月9日付け諮問第1221号】

開 会

(蒲生管理室長) ただ今から、情報通信審議会 第29回 電気通信事業政策部会を開催いたします。私は、事務局を担当しております、情報通信国際戦略局管理室長の蒲生です。本日は、部会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日は、委員8名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

まず、資料29-1として、情報通信審議会会長から指名されました、電気通信事業政策部会に所属していただく委員の名簿を席上に配布しておりますので、ご確認ください。なお、1月21日に開催された情報通信審議会 総会において、会長から指名があった後に、森川博之委員が電気通信事業政策部会の委員として追加指名されましたので、ご報告いたします。

部会長の選出及び部会長代理の指名について

(蒲生管理室長) 次に、部会長の選出をお願いいたします。情報通信審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選出することとなっておりますので、どうぞ委員の皆様方からご推薦をお願いいたします。

(井手委員) よろしいでしょうか。

(蒲生管理室長) 井手委員、お願いします。

(井手委員) 委員の名簿を見ますと、どの方も立派な見識のある方ばかりですけれども、私としては、山内委員を推薦したいと思います。電気通信事業政策について幅広い知識をお持ちでありますし、それから、各種の審議会等にも参加されておりますので、山内委員が適任かと思ひます。私は、山内委員を推薦いたします。

(蒲生管理室長) ありがとうございます。ただ今、井手委員から、山内委員を部会長にとのご推薦がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それでは、引き続き山内委員に部会長をお願いしたいと思います。ここからの議事進行は、山内部会長をお願いいたします。どうぞ部会長席にお移りください。

(山内委員、部会長席へ移動)

(山内部会長) それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず初めに、今、過分なお言葉をいただき、私が部会長に選出されましたので、

一言ごあいさつをさせていただきます。

一橋大学の山内でございます。この情報通信審議会の電気通信事業政策部会でございますけれども、以前から私は参加させていただいて、部会長を務めてまいりましたけれども、この部会の重要性は非常に大きいものと思っています。それは、電気通信自体が技術革新の下に日本の経済を牽引していくものでございますし、この産業の発展性というものは非常に大きいわけでありまして、日本経済にとっても、この産業にとっても、電気通信事業政策の在り方というのは非常に大きな影響を持つ、その意味で、この部会は重要だと考えています。

電気通信は、かつては独占されていた時代もあったわけですがけれども、今や競争の時代に入って、マーケットも大きく伸びてきました。いろんな節目節目があつて、現状は少し節目のところにあるのかなと思っています。その面でも、さらに発展、あるいは、日本経済を担うと言いましたけれども、重要な節目であると思いますので、この部会の運営につきましては、皆様のご協力を得まして、良い方向に議論を進めたいと思います。どうぞお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、今、私が部会長に選出をいただきましたけれども、この電気通信事業政策部会につきましては、私が部会長として主事できない場合がございます。その場合のために、代理をお願いすることになっております。この部会長代理につきましては、規定によりまして、部会長から指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。部会長代理は、本日ご欠席なのでございますけれども、相田委員をお願いしたいと思います。相田委員には、事務局より連絡をしていただくということで、事務局はよろしくお願いいたします。

委員会の主査及び委員会構成員の指名について

(山内部会長) それでは次に、電気通信政策部会に設置されている委員会の主査及び構成員を指名したいと思います。委員会の主査及び構成員につきましては、私が指名することとなっておりますので、これからお配りする名簿のとおりとさせていただきますと思います。

よろしゅうございますか。ただ今、名簿を配っていただきましたけれども、接続政策委員会、ユニバーサルサービス政策委員会、電気通信番号政策委員会、電話網移行円滑化委員会となっております。各委員会の構成員の皆様におかれましては、精力的な調査・検討をお願いしたいと思います。

諮問事項

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

(山内部会長) それでは次に、諮問第1220号「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について審議をいたします。

本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されております。これにつきましては、総務省よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(竹村料金サービス課長) それでは、お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。お手元に資料29-2-1がございます。これは、当審議会に対する諮問書でございます。諮問理由、答申を希望する事項、それから答申を希望する時期が書いてございますけれども、詳細については、資料29-2-2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、2ページをご覧ください。我が国におけるブロードバンドサービスの現状でございますけれども、ご案内のとおり、3.9世代携帯電話やBWAといった移動系ブロードバンドサービスが急速に普及してございます。その影響により、固定系ブロードバンドの契約数が伸び悩む傾向にございます。右の図をご覧くださいと、光ファイバの契約数は20年6月にDSL契約数を超えましたけれども、固定系ブロードバンド全体の72%をFTTHが占めるという状況でございます。

3ページをご覧ください。我が国における固定系ブロードバンドの整備率は99.9%、超高速ブロードバンドについては98.7%まで行ってございますけれども、利用は半強にとどまっております。利用率を向上させることが課題となっております。

4ページをご覧ください。DSLサービスとFTTHサービスを並べてございますけれども、DSLサービスについては、NTT東西の回線シェアが99.8%であるのに対して、契約数シェアは33%になっておまして、比較的サービス競争が進展している状況でございます。一方、FTTHサービスについては、NTT東西の回線シェアは78%、契約数シェアは約71%といった状況になってございます。

5ページをご覧ください。FTTHサービス市場の伸びは、近年になって伸び率が鈍化しているという状況でございます。NTT東西のシェアは7割強で推移している状況でございます。

6ページには、戸建てと集合住宅別のシェアについて記載をしております。

7ページでございますが、都道府県別の回線シェアについて記載をしております。関西など一部地域では、電力系あるいはケーブルテレビ事業者等の事業者が一定のシェアを確保しております。NTTのシェアが相対的に低い地域もございます。

それから、8ページが、契約数のシェアを都道府県別に見たものでございます。競争事業者による回線の自己設置が多い地域では、結果として、NTT東西の契約数シェアが低い地域ということがお分かりいただけるかと思えます。

9ページをご覧ください。F T T Hサービスのネットワーク構成でございます。上の方が、戸建て向けのシェアドアクセス方式という方式でございます。これは、NTTの局舎から主端末回線が電柱を伝わってきまして、局外スプリッタといわれる装置で最大8分岐をされて、分岐端末回線を通じて各加入者宅に引き込まれる方式でございます。下の方がシングルスター方式ということで、これは集合住宅向けに使われているものでございまして、全区間について1芯の加入光ファイバを利用する方式でございます。ちなみに、※のところを書いておりますけれども、メタル回線を利用したDSLサービスについては、戸建て向けサービスの場合でも、局外スプリッタに相当する設備はなく、局舎から利用者宅まで1回線が引き込まれているということでございます。

10ページをご覧ください。戸建て向けのF T T Hサービスの提供形態について、3つのパターンがございます。1つ目は、競争事業者が自ら設備を設置して、利用者にF T T Hサービスを提供する形態でございます。2つ目が、競争事業者がNTT回線のネットワークを借りてサービスを提供する方法でございまして、真ん中の絵のところ、相互接続点というところがございまして、相互接続点から相互接続点までの区間だけNTT東西のネットワークを借りて、その相互接続点から先の設備については、競争事業者が自ら設置するものでございます。それから、この2月からスタートしております卸電気通信役務の提供ということでございますけれども、これは基本的に、競争事業者は設備を設置せずに、NTT東西から卸役務の提供を受けて、それを利用者に提供するという形態でございます。その契約数の中身につきましては、自己設置しているものが約350万契約、接続しているものが約100万契約、卸電気通信役務についてはこれから始まるということでございます。

11ページをご覧ください。主な特徴でございますけれども、自己設置の場合には、すべての設備を原則自分で設置しますので、膨大な設備投資が要る代わりに、価格面あるいはサービス面で様々な創意工夫が可能となります。逆に卸役務の場合には、設備投資はほぼ不要でございますけれども、設備のコストは相対契約で決まってくるということと、サービス面の仕様もNTT東西が定める仕様となります。接続はそのいわば中間でございまして、設備の一部を自己設置するというので、その設備投資の工夫や、あるいは改良によりまして、料金面、サービス面の多様化、競争が可能になるということでございます。

12ページが戸建て向けF T T Hサービスの主なプランでございまして、プロバイダ料金を含めまして、おおよそ5,000円から6,000円で提供されています。今度、携帯とのセット割引などによりまして、様々な値引きもされているところでございます。

13ページをご覧ください。加入光ファイバに関する接続料の推移でございます。これ

まで接続料は、需要の増加やコストの削減に伴い低廉化してまいりましたが、平成26年度から平成28年度につきましては、需要の伸びが鈍化していること、それから光回線とメタル回線につきまして電柱などの共通費用の配賦方法の見直しをした影響によりまして、平成26年度から平成28年度までの接続料については下げ止まりの傾向がございます。

14ページにて、次に、固定通信分野に関する接続制度について簡単に説明をいたします。

15ページをご覧ください。固定通信分野では、NTT東西の加入者回線が他事業者の事業展開に不可欠である点に着目して、特定の事業者のみを有利にすること等を禁止する規定、いわゆる禁止行為規制や光ファイバ等の開放義務を課しているところでございます。

16ページをご覧ください。第一種指定電気通信設備の概要でございます。電気通信事業法では、他事業者の事業展開上不可欠な加入者回線等を第一種指定電気通信設備として指定し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速性を確保するために、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課しているところでございます。

17ページをご覧ください。この制度における接続料算定の原則でございますが、接続料規則では、接続料と通信量とを乗じたものが接続料原価になるように接続料を定めるということが原則として規定されておりまして、接続料は接続機能ごとに総括原価方式により設定することが原則とされてございます。一番下の図をご覧くださいますと、接続料原価を通信量等の需要で割ったものが接続料の水準になるということでございます。それで、接続料原価とは、設備コストと適正報酬額に過年度の接続収支に係る調整額を加えたものを接続料原価としているということございまして、これを通信量等で割って、接続料を設定するというところでございます。

18ページでございますが、接続料の算定方式は実績原価方式、将来原価方式、それから長期増分費用方式に大きく区分をされます。後ほどご説明しますPSTNの接続料は長期増分費用方式によっておりますけれども、加入光ファイバの接続料は、新規かつ相当の需要が見込まれるサービスに係る設備として、将来原価方式により算定しているところでございます。

19ページをご覧ください。接続料の設定の単位でございますけれども、これは一種設備管理運営費の発生の様態を考慮して、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位として、社会的、経済的に見て合理的なものになるよう設定するということが接続料規則に規定されてございます。光ファイバの場合、下の赤い字で書いてありますとおり、主端末回線の回線数を単位として設定されているというところでございます。

次に、20ページでございます。加入光ファイバ接続料の算定方法につきましてご説明いたします。

21ページをご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、戸建て向けのシェアードアク

セス方式の加入光ファイバの場合には、他事業者が1芯線の主端末回線を専有すると、ほかの事業者とは共用できないということがございますので、主端末回線については芯線数を単位として接続料が設定されているということがございます。他事業者は、1芯に収容する利用者が1人であっても8人であっても同額の接続料を支払う必要があるということで、この式で書いてあります接続料原価である1,150億円を利用芯線数の360万芯線で割った2,808円がこの主端末回線の接続料とされているところでございます。

22ページでございます。先ほど申し上げましたとおり、芯線単位接続料の設定ということで設定されているわけでございますけれども、1つの分岐をする局外スプリッタに収容する平均利用者数を増やすとコスト的に有利になるということがございます。ただし、下の図にありますとおり、光配線区画の中で最大8ユーザを確保する必要があるということございまして、利用者を増やしていく上で様々な物理的な制約が存在しているということでございます。例えば、下の図で、ユーザAとBが1つの配線区画に所属しておりますけれども、新しいユーザCから申し込みがありますと、違う配線区画にある場合、まだ6収容できるにもかかわらず、新しい芯線をもう1回借りなければならないということで、このような制約があるということでございます。

23ページでございます。先ほど申し上げましたとおり、主端末回線の接続料は2,808円で定額でございますので、収容率が上がれば利用者当たりの平均負担額は下がることとなります。右下の数字にありますとおり、収容者が1人の場合には最終的なコストの金額は3,936円ということでございますけれども、主端末回線のコストは利用者が増えれば増えるほど平均安くなりますので、例えば4収容者あった場合には1,830円になります。

24ページで、一部の接続事業者が要望している分岐単位接続料でございますけれども、これは主端末回線に実際に使用されている分岐端末回線数、すなわち利用者の数に応じて接続料を設定するというものでございます。2つの方式がございまして、過去には光伝送装置、OSUの上部に振分装置を新たに設置してOSUを事業者間で共有するOSU共用方式が主張されてございました。現在要望されているのは、ネットワーク構成には変更を加えず、すなわち各事業者が独自にOSUを設置・専用して主端末回線を借りるというものでございまして、物理的なネットワークには手を加えないで、接続料の算定方法を見直すことによって、利用者数に応じて接続料原価を負担するという方法でございます。

26ページ以降で、分岐単位接続料をめぐる議論の過去の経緯についてご説明させていただきます。過去の審議会におきまして、主にOSU共用方式の実現に向けて議論が行われてきましたけれども、共用方式、専用方式とも、いずれも課題がありまして、導入すべきとの結論には至りませんでした。現在は、1つのスプリッタがカバーしている光配線区画の拡大、及びその補完措置として、初年度の接続料の一部を減額して3年間で

負担とするエントリーメニューの導入といった方策を講じることとされてきております。

27ページでございますが、情郵審の第2次答申で示されたOSU共用方式の課題でございます。OSU共用方式については、事業者間の意見の隔たりが大きく、技術面・経済面やサービスの均一化といった、ここに列記しておりますような12の課題が依然として解決されていないとして、実現可能な案として想定することは難しいと結論付けております。

28ページがOSU専用方式の課題でございます、大きく分けて6つの課題が指摘されてございます。そのうち、モラルハザード的な利用の懸念、これは意図的に分岐端末回線の収容される数を少なくすることによって他事業者の負担を増大させるといったものでございますけれども、これは接続料の算定方法を工夫することによって、一定以上の抑制が可能ですが、それ以外の課題、例えば接続料負担に関する公平性の担保、コストの適正な回収、それから2段階の料金制にするときの基本料水準の適正な設定等に課題があるということで、課題に対する解決法は示されてないと結論付けております。

平成24年3月の情郵審答申の第2次答申以降の取組についてご説明いたします。情郵審答申に基づきまして、NTT東西では、光配線区画の見直しを取り組まれてまいりました。既存ユーザが存在せず、カバー範囲が狭い既存の光配線区画について、隣接する区画を統合するといった取組でございます。ただ、この光配線区画というのは非常に多いものですから、総数に占める統合率は、現在までのところ、NTT東日本で0.9%、NTT西日本で3.1%といった実績になっているところでございます。

31ページが光配線区画のイメージ図でございます、ここのき線点から、電柱のところから、ここの三角で示しております局外スプリッタに主端末回線が出てまいりまして、そこから細い点線で分岐端末回線が出ているというイメージでございます。この1つのスプリッタで1つの光配線区画をカバーしているということで、カバーする平均戸数は、東の場合、50戸、西の場合、約40ということになってございます。

32ページが、それを立体的に、イメージ図を示したものでございます。

33ページが、接続事業者向けの光配線区画ということで、これを新しく新設することにしまして、トライアルを実施しました。そのトライアルを踏まえて、本格的に導入した場合の接続料等をNTT東日本から提示されましたけれども、下の図にありますとおり、例えばスプリッタから各家庭に引き込むまでの分岐端末回線がかえって長くなってしまおうという問題がございまして、今までこれを利用する事業者はいないという状況でございます。

それから、34ページにエントリーメニュー、もう1つの取組でございますけれども、ここの2番のところの図にありますとおり、芯線単位接続料を前提としながら、初年度の一部を減額して、3年目の負担にすることによりまして、新規参入事業者の初期の負担を軽減しようというものでございます。これは、第2次答申で提言されてから、平成25年3月にエントリーメニューの適用が開始されて2年ぐらいたちましたけれど

も、これまでのところ利用実績はないというところでございます。

それから、36ページからは、2020年代に向けた情報通信政策の在り方の概要でございまして、日本再興戦略で掲げられました「世界最高水準のIT社会の実現」のために、制度見直しの方向性について2014年中に結論を得ることとされ、昨年2月に情報通信審議会に諮問されまして、昨年12月に答申を得たものでございます。赤い枠で囲っておりますとおり、超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進ということでございまして、結論としましては、接続制度の在り方については、専門的な知見に基づく検討に着手すべきということとされてございます。

37ページがそれまでの審議状況でございまして、2020-ICT基盤政策特別部会、その下に置かれた基本政策委員会にて、精力的な審議を行っていただいたところでございます。

それから、38ページが、この審議会における関係事業者・団体等からの意見でございます。まず、分岐単位接続料を導入すべきという意見がございました。これは、ソフトバンク、DLS事業者協議会、それからソネットといった接続事業者から、メタルと同様にユーザ単位の接続料の設定と接続料の低減を実現すべきではないかという意見、それから、ユーザ単位接続料を設定し、新規参入を促進すべきではないかという意見、それから、分岐単位接続料はコストの低減及び利用者料金の低減につながるため、ぜひとも検討を進めるべきという意見がございました。それに対して、ほかの事業者からは、現行制度が適当という意見もございました。また、OSU専用方式ならイノベーションは失われないということで、接続事業者が自らOSUを設置した場合に、その場合は独自のサービスも提供が可能であるため、イノベーションが起きなくなるという指摘は当たらないのではないかという意見がございました。それから、設備事業者は、設備構築インセンティブを削ぐと反対するのではなくて、設備利用効率を向上するための努力を行うべきではないかという意見がございました。

それに対して、ほかの事業者からは、現行制度が適当という意見もございました。1つは、8分の1のコストを負担してもらっても残りのコストをどうするのかというモラルハザードの問題で、投資意欲が損なわれる。あるいは、収容効率の悪いスプリッタが多く生じることになって、地下化を進めていく上での問題点になるのではないかという意見がございました。それから、光配線区画の統合は今後も必要に応じて進めていくというお考え。さらに、設備設置事業者が実際の投資に見合った投資リスクを背負うことなく市場に参入する事業者が出てくると、設備投資を行って提供してきた地域のケーブル事業者など、競争事業者がコスト面に対抗できなくなると、自前で設備投資をする形のサービス提供を継続することは困難になるのではないかという意見でございます。それから、これは設備投資インセンティブが損なわれるということで、NTT東西が非常に大きなシェアを持っている中で、この市場を完全に支配して、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれるという意見がございました。それから、イノベーションが起

きないということで、東西が設置するOLTをそのまま用いたスペックで卸すことになればイノベーションが起きない。こういった意見があったところでございます。

こうした意見を踏まえまして、本審議会より、39ページにあるとおり答申をいただいております。具体的な方向性として、F T T H市場においては光配線区画に係る物理的な課題が存在して、参入障壁が高いという意見がございました。それで、事業者間の競争を促進することによってF T T Hサービスのさらなる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要であると指摘をしてございます。本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあったところでございます。こうした状況を踏まえて、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、電気通信事業政策部会の接続政策委員会において、より専門的な知見に基づく検討に着手することが適当とされてございます。

その留意点として、今まで申し上げてきたように、光配線区画に大きく左右され事業の初期段階において高いハードルになっている実態、それから光配線区画の見直しやエントリーメニューの導入というこれまでの取組に対する評価、それからN T T東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に関する費用や共通経費等に関する負担の在り方、それから加入光ファイバ等の設備利用効率の向上、設備投資インセンティブの配慮、こうしたことを踏まえて検討すべきという答申をいただいております。

40ページでございますが、電気通信事業政策部会において議論していただきたい事項として、資料29-2-1の諮問書と併せてご覧いただきたいと思っております。2ページ目で、加入光ファイバに係る接続料の算定の在り方、それから(2)として、その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方ということで、2つの項目について、今年の夏をめどに答申をいただきたいと考えてございます。

接続料の算定の方法の在り方については、考え方の例を書いておりますけれども、これまでの光配線区画の見直し等の取組を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするためのさらなる措置を検討する必要があるかどうかということ。それから、収容数の少ない主端末回線が増えますと、設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるといった懸念が示されているところでございますけれども、こういった問題に対応するために、収容率の向上というものに対する何らかのインセンティブが必要かどうかということ。それから、接続料の算定方法につきましては、現行の方法では、ただ今ご説明したとおり、すべての費用は主端末回線数、すなわち芯線数に連動して定まっておりますけれども、未利用芯線に係る費用や共通経費を含む個別の費用が何に連動して発生して、何を単位に設定したらよいかをより精緻に分析する必要があるかどうかということ。このような観点からのご議論をお願いしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

(山内部会長) ありがとうございます。それでは、今ご説明をいただきました加入光ファイバに係る接続制度の在り方でございますが、ご質問、ご意見があればご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、熊谷委員。

(熊谷委員) 私はマクロ経済を見ているエコノミストという立場でございまして、最初に申し上げたいのが、今、安倍政権の中で、賃金が伸びないことが非常に大きな課題になってはいますが、実は私どもが分析してみると、賃金を伸ばしていくためには、ICTをもっと広げていくということがある意味で最大の課題であると考えております。

具体的には、例えば日本とアメリカとドイツで時間当たりの実質賃金を比較してみると、日本だけが、10年間程で均したときに、マイナスの状況である。実はこの賃金は3つの要因に分解することができて、1点目は労働生産性、2点目は企業の競争力、3点目が労働分配率、企業が儲けた中でどれだけ個人の懐に入っているかということです。実は巷間で行われているような、労働分配率が低いことが賃金低迷の主因ではなくて、労働生産性の低迷と企業の競争力の低下が日本の国民の賃金が低迷している主因であるといえます。例えば、労働生産性がなぜ日本で低迷しているかといえば、とりわけ非製造業でのITの資本装備率が不十分である。こういうところがあるわけですので、結論としては、これからICTを整備していくことによって、労働生産性の向上につながり、ひいては安倍政権の最大の課題である賃金の増加につながっていく。そのことをまず申し上げたいと思います。

2点目としては、今回の接続料の算定方法を合理的なものにしていくということですが、このことによって、やはりNTT東西の加入の光ファイバを接続の形態で利用する事業者が増加すれば、利用者がどんどん増えていって、これを受けて、産業の競争力も向上、さらにはマクロ経済全体の底上げにつながるわけです。例えばテレワークなどの面で、今、政権の最大の課題である地方の創生などにも資するということがあります。また、NTTの東西にとっても、これは設備の利用効率が上がることによって、やはりプラスな側面というのがあるのではないかと思います。したがって、おそらく算定方法をきちんとやっつけば、すべての主体がWin-Winという形で、メリットを生じさせることが可能なのではないかと思います。

少し角度を変えると、リスクを取って設備投資を行った人に対する一定の配慮は確かに必要だと思いますけれども、他方で、日本経済の活性化という目的があるわけですから、サービスの競争や多様化を進めて、そのことによってイノベーションを進めて、経済を活性化していく。いずれにしても、今、光ファイバは敷設が進んでおり、その普及度は世界最高レベルだけれども、活用されていないところが問題なわけですから、今申し上げたこととのバランスを取って、設備投資を行った会社への一定の配慮と日本経済の活性化とのバランスを取った料金設定や仕組みを作っていくことが必要ではないかと思えます。

3点目として申し上げたいのは、先ほど40ページの例③で、未利用芯線に係る費用な

どをより精緻に分析する必要というところがありました。ここは事実関係として、未利用芯線は今どれくらいあるかという、おそらく5割くらいというイメージではないかと思えますけれども、その数字を確認させていただきたい。

最後、4点目としては、事務局の方に対するお願いですけれども、事業者の方々から生の声をヒアリングする機会をぜひ作っていただきたい。NTTの東西に加えて、実際に接続の形態でFTTHサービスを適用している事業者の方や、もしくは現行と異なる接続料の算定方法を希望している方々等の生の意見を聞く機会として、ぜひヒアリングの機会を作っていただきたい。

以上4点、申し上げたいと思います。

(山内会長) ありがとうございます。まず3点目についてのご質問に関していかがでしょうか。

(竹村料金サービス課長) ご指摘あった点につきましては、47ページをご覧くださいと思います。47ページの図の一番左のところにありますとおり、未利用芯線につきましては、現在、全体の45.7%が未利用芯線ということになってございます。現状の制度では、こういった未利用芯線に係るコストも、実際に利用している芯線の数に応じて各事業者が負担しているという仕組みになっているところでございます。

(山内会長) よろしいですか。4点目はいかがでしょう。

(竹村料金サービス課長) 部会長とも相談して、ヒアリングの仕方をご相談させていただければと思います。

(山内会長) おっしゃるとおり、やはり実際の声を聞いてみるということは非常に重要なことなので、これからの進め方も後で申し上げますけれども、それと含めて、ヒアリングを実施したいと思っています。

そのほかにいかがでしょうか。どうぞ、井手委員。

(井手委員) 今ご説明いただいた7ページの資料について、今回の接続料というのは戸建てなのですけれども、7ページの光ファイバの回線シェアはマンションも戸建てもたぶん含まれていると思うので、可能ならば戸建てのシェアを出していただければありがたいと思います。

それから、2つ目は、10ページの自己設置と接続と卸について、これからの卸は光コラボなどでかなり活発化することが期待されているわけですが、2番目の接続について、KDDIとソネットと書いてあります。38ページを見ると、KDDIは接続という制度を使いながら、現行制度そのままの方がいいという声があつて、分岐単位の接続料を導入すべきというのは、ほとんどソフトバンクの主張のようにここでは見られるのですけれども、その理解が正しいのかどうか。これはたぶんヒアリングで分かると思えますけれども、この時点で、KDDIは現行制度が適当で、NTTも、投資意欲が損なわれるとか、効率が悪くなるということも書かれておりますので、その辺、これから接続ではなく卸という新たなサービスが出てくることを考えた場合に、単に接続料と

いうのを利用者数で割るということで低廉化を図るだけでいいのかということは十分審議していただきたいです。

以上です。

(山内副会长) ありがとうございます。今のご質問について、まずデータの方からいかがでしょうか。

(竹村料金サービス課長) ご質問いただいた戸建て向けで都道府県別のシェアがどうなっているかということについては、事務局で精査をしたいと思いますので、預からせていただきたいということと、それから各事業者の意見として、KDDIの場合には、接続という形でNTT東西から設備を借りて展開している地域と、自ら施設を設置して展開している地域と、両面がございます。その中で、KDDIとしては、今まで設備投資をしてリスクを負ってきたということで、そういった設備投資をする側の立場で、設備投資インセンティブが損なわれるような制度は難しいのではないかとのご主張かと理解をしております。

また、接続と卸の関係につきましては、ここに説明したとおりでございますけれども、接続の場合には一部の設備を事業者が持つということで、設備投資のリスクを各事業者が一定程度負担をして、その代わり、いろんなサービスや価格面での多様化を図る余地があると理解しております、必ずしも分岐か、それか芯線単位かという二元論ではなくて、幅広い観点からご審議をいただければと考えております。

(山内副会长) よろしいですか。

(井手委員) はい。

(山内副会长) どうぞ、泉本委員。

(泉本委員) 大前提のところをお聞きしたいのですけれども、47ページの未利用芯線の730万芯線とは、今現在、シングルスター方式とシェアドアクセス方式があって、シングルスター方式とマンションの方ですと、1芯線の中に、大型マンションで、例えば何百世帯でも1本で済んでしまうのでしょうか。それとも、やはり増やしていくのでしょうか。今回、あまり説明の中に出てこなかった前提のところを1つお聞きしたいのと、それからシェアドアクセス方式で1芯線に例えば1世帯しか加入してないところの7回線の分が未利用芯線と言っているのですか。この730万というのがどこから出てきている数字なのか、お聞きしたいと思います。

もう1つ、先ほどのお話で、シングルスター方式だと、マンションの方だと、ある程度、一定契約でどんどん入ってくると思うのですけれども、そちらの料金のことは全く接続料のところでお話がないのですけれど、そちらの方が競争は得ですね。戸建ての方だと、1本引いてきて8世帯ずつ入っていかないと、例えばさきほどの絵のように離れたところで加入されると、また引かなければならなくなって確かに大変ですけど、一戸建てにこれを普及しようというのは、昔から建っている古い家だと高齢者も多くなってきていて、本当に個人ですね。そこを増やそうというのは、確かに業者からするとか

なり競争は大変だなと思います。マンションだと若い方たちが入ってくるし、「最初から設備があるなら」と入ってしまうのですけれど、競争の前提が全然違うような気がして、その辺のところがよく分からないなと思いました。

(竹村料金サービス課長) すみません、説明が分かりにくくて恐縮です。47ページの図を改めてご覧いただきたいと思うのですけれども、芯線数と回線数と契約者数の関係でございます。シングルスター方式の場合、今、泉本委員がおっしゃったとおり、1つのマンションに1つの主端末回線を直接引き込みまして、マンションの中でLANを作って、その1つの回線を共用するという形を取っております。もちろん、大規模なマンションになりますと1つの回線では足りなくて、芯線を増やすということでございますけれども、これはベストエフォートのサービスでございますので、基本的に1つの芯線をみんなで割り勘をするということで、マンションの方は若干、戸建住宅よりも安い利用者料金が設定されている場合が多いということでございます。

それで、シェアドアクセス方式について、最大8分岐をするというご説明を申し上げましたけれども、右の図をご覧ください。例えば、最大8分岐をして、実際に収容している、引き込んでいる利用者が3人しかいない場合には、残りの5つの分岐端末回線はまだ残っている状況でございます。この話と未利用芯線というのはちょっと別でございます。分岐端末回線の中で、8本の中で3本しか使われてない、5本の分岐端末回線が余っているという話と、そもそも全く芯線として利用されていないところとは、話が別でございます。未利用芯線の話はシェアドアクセス方式の外の話とお考えいただきたいと思います。シングルスター方式にしる、シェアドアクセス方式にしる、何らかの信号が通っているものが利用芯線で、全く信号が通ってないものが未利用芯線ということで、全く未利用というものでございます。

(泉本委員) 道路の下に通ってしまっているけど使っていないということですね。

(竹村料金サービス課長) はい。あらかじめ将来の利用を見込んで多めに敷設することもございますけれども、全く信号が通ってない回線ということもございます。

そして、加入光ファイバについて、戸建てとマンション向けと、いろいろ競争状況があるわけでございますけれども、マンションにつきましてはマンションの集合住宅のいろいろな課題がございます。例えば1つの事業者、2つの事業者を契約するマンションというのはなかなか多くなくて、最初にある事業者と契約すると、なかなか2回線、2系統引くというマンションはないということもございまして、そういった面での競争上の課題はございます。

戸建ての場合には、みんなで意思決定するわけではございませんので、そういった問題はないわけでございますけれども、一方、光配線区画の話がありまして、40世帯、50世帯の中で新しい契約を確保して収容率を上げていくことについて、いろいろな課題があるということでございます。

(泉本委員) ありがとうございます。

(山内副会长) よろしいですか。石戸委員、何かございますか。

(石戸委員) 先ほどのお話ですと、これから事業者ヒアリングなども行われるのかと思うのですが、どうしても事業者の皆様のご意向は常によく分かるのですが、これは最終的なゴールが、伸び悩む利用率の向上ということだと思しますので、ヒアリングの際に利用者目線でのご意見をいただけるとありがたいと思います。

具体的には、当たり前のことですけれど、利用者としては、利用料金が下がることとサービスの向上ということが一番大切なことだと思いますので、この制度変更がそれに対してどのように資するのかという観点でお話をいただくと、論点が分かりやすくなるのかなと感じました。

以上です。

(山内副会长) ありがとうございます。そのほかに、この件についてご意見はございますか。どうぞ、井手委員。

(井手委員) 1点だけ、10ページの図について私の理解が正しいかどうかなのですが、接続と卸という2つのサービスがあると、料金はこの2つのサービスで接近してくるのではないですか。というのは、接続は約款ですよね。利用者別でいくらかということはもう分かってくるわけで、そうすると、卸でそんなに高い値段は取れなくなるわけです。そうすると、接続と卸という2つのサービスが共存してやっていると、だんだん近づいてくるのではないのですか。

(竹村料金サービス課長) 卸はまだこれから始まる場所でございますので、どういったメカニズムで進展していくかは今後を見守る必要があるかと思うのですが、おっしゃるとおり、接続は原価と適正報酬ということで設定されますので、卸価格を評価する上で、接続価格よりも低くなるのはやはりおかしいと、一種のダンピングに、コスト割れということになってしまうので、そういうことになるかと思えます。卸価格が競争の中で適正に、これは相対の交渉ということで決まってくるわけでございますけれども、競争が進んでいけば卸価格が接続価格に近づいていくことはあり得るかと思えます。

(山内副会长) これについては、2020-ICT基盤政策特別部会でいろいろ議論して、その後も議論が続いて、透明性と公平性をどこまで確保するかということですので、その辺も行政でいろいろお考えがあるようですので、またガイドライン等をお作りなる。そういうことだと思います。

そのほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、先ほどの資料にもありましたけれども、接続政策委員会においてご検討いただいて、その結果を報告いただいた上で、当部会で審議をして答申を取りまとめることにしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。よろしければ、その旨決定することといたします。

諮問事項

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の 在り方」について

(山内部会長) それでは、続きまして、諮問の第1221号「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について審議いたします。本件につきましては、情報通信審議会議事規則の第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されております。

それでは、これについても総務省よりご説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

(片桐料金サービス課企画官) それでは、ご説明させていただきます。資料29-3-1をご覧ください。こちらは諮問書でございまして、1ページだけなのですが、この内容について諮問させていただくというものでございます。具体的な中身につきましては、資料29-3-2で説明させていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧ください。目次になってございますが、ページ番号が右下にありまして、若干見にくいところございますけれども、ご容赦いただければと思います。

3ページをご覧ください。今回の諮問の概要でございます。先ほど光ファイバの説明でも少しございましたように、指定設備の一部の電話に関する接続料につきましては、平成12年より長期増分費用方式という方式で接続料を計算しております。これは何かと申しますと、独占的な地域通信網の非効率性を排除することを目的としております。仮想的なモデルを作りまして、そのモデルを作ったときにいくらかかるかというのを計算して、それに基づいて接続料を出すというものでございます。こちらについて、現在は第6次モデルということで、5回ほど改修されているモデルを使っているのですが、この適用期間が、前回平成24年の答申におきまして、平成25年度から平成27年度までの3年間とされております。したがって、平成28年度以降の接続料を決めなければならないということでございます。

今回の諮問に先立ちまして、長期増分費用モデル研究会を開催いたしまして、このモデルを直すとしたらどういうモデルが考えられるかということを検討いたしまして、1月に報告書が取りまとめられました。こういったことを踏まえまして、今回、情報通信審議会に諮問させていただくものでございます。答申を希望する時期につきましては、光ファイバと同様に今年の夏を目途ということでございます。

それでは、4ページをご覧ください。これは、先ほど説明でもありましたように、算定方式が合計4つある中で、電話網については長期増分費用方式ですというものでございます。

では、ページを3ページおめくりいただきまして、7ページをご覧ください。最初に、

長期増分費用方式の簡単な概要についてご説明いたします。長期増分費用方式で算定する電話網の接続料は、左側の模式図のところの加入者交換局から中継交換局のところの設備の対価ということになります。右側にいくつか箱がありますけれども、LRICモデルというのは先ほど申し上げましたようなモデルでございまして、前提条件としましては、設備の構成やスペックや単価を事業者から提案していただいて、また、局舎の位置や数については今のNTT東西と同様にすると。局舎の位置からすべて変えてしまいますと非常にモデルが複雑になってしまいますので、そのところは現状を踏襲しようというところがございます。そういったモデルに基づいて接続料原価を算定して、接続料もそこから算定するという形でございます。

8ページをご覧ください。主な接続形態というのはGC、IC、2つございます。GC接続は、なるべくNTT東西のネットワーク、使うネットワークを少なくしようということで、加入者交換局から接続するという形態でございます。逆に、IC接続というのは、なるべくNTT東西のネットワークを多く利用するというので、中継交換局で接続するという形態でございます。この2つが主な接続形態になりまして、それぞれの接続料を今後お示ししていきます。

続きまして、9ページをご覧ください。現在のモデルが第6次モデルと申し上げました。第1次から第6次まで、改修した様々な点についてまとめたものでございます。こちらの細かな説明は割愛させていただきます。

続きまして、最近の市場環境の変化について簡単に説明したいと思います。

11ページをご覧ください。現在の電気通信サービスの契約数ということで、主な電話サービスの推移を示しております。緑色の携帯電話やPHS、これは増加している一方で、青色の従来型の固定電話は減少となっております。また、この図からはIP電話については微増となっております。

12ページが、このうち従来型の電話とIP電話を抜き出したものでございます。細かく見るとこのような形になっているというものでございます。

13ページをご覧ください。ブロードバンドの契約数が伸びているということで、これは全くのご参考でございます。

14ページをご覧ください。音声サービスに係る通信量の推移でございます。発信の推移でございますけれども、通信回数、通信時間ともに従来型の固定電話は大きく下がっております。一方、携帯電話、IP電話は微増という形になってございます。

次の15ページをご覧ください。これが着信側でございます。着信側も同様の傾向を示している状況でございます。

16ページ目がNTT東西の交換機を経由する通信量がどうなっているかといいますと、先ほどの青いグラフで固定電話、どんどん落ちてきていると思うのですが、こちらも同様でございます。特に青の棒グラフのGC経由の通信量について、通信回数、通信時間ともに大きく減少している状況になってございます。

次のページ以降で、今のような状況を踏まえた接続料の推移について簡単にご説明いたします。

18ページでございますが、まず、接続料の分子となる原価でございます。これについては、これまで長期増分費用方式のモデル改修等々によりまして大きく下がってきております。また、橙色のところ、NTSコストと言うのですけれども、加入者回線に依存するコストで、元々は接続料の原価に入れていたのですけれども、途中、平成17年度から段階的に控除してきたものが除かれまして、現在では当初と比べて大幅に接続料原価は少なくなっているという状況でございます。

19ページをご覧ください。一方、分母の方ですけれども、通信量については、先ほど全体の通信量でもお示ししましたとおり、非常に大きく落ち込んでいまして、接続料原価に用いる通信量も大きく落ち込んでいるということでございます。

20ページをご覧いただきたいのですけれども、以上の分子、分母から出しました接続料でございます。これは平成10年、平成11年と見ましたLRICを導入する前と比べまして、当初は大きく接続料、低廉化したのですけれども、先ほど申しましたように、原価は下がっているのですが、通信のトラヒックの量も下がっているということで、なかなか大きく下がるというよりは、現状維持か、ないしは少しずつ上がる、そういった状況になっていて、現在、平成27年度の接続料、これはNTT東西から認可申請がありまして、来週、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問させていただくものなのですけれども、こちらについては、GC接続で5.80円、IC接続で7.25円という状況になってございます。

21ページをご覧ください。LRICは仮想的なモデルを作ると申し上げました。では、実際の費用とLRICの費用、どのような関係になっているかということを示したのが、21ページ、22ページでございます。

平成15年から平成22年度までは、実は実際費用の方が、これはNTT東西の構造改革等々の効果によりまして、LRICの接続料原価を下回っていた時期がございます。ただ、現在はLRICで出したコストの方が実際のコストよりも下回っている状況で、その差分がどんどん拡大しているという状況になっております。

22ページは今と同様で、接続料減価分だけを取り出してみたものでございます。傾向は同じでございます。

では、3番目の平成28年度以降の接続料算定方式についてご説明させていただきます。

今回の諮問の検討事項の案でございます。今回、検討していただきたい事項については、大きく5つございます。

そのうち1つ目の事項、平成28年度以降の接続料算定方式については、さらに3つに分かれておりまして、1番目が長期増分費用方式の適用についてということで、これまで適用してきました長期増分費用方式を平成28年度以降も適用することが適当であるかどうかという点でございます。2番目が、長期増分費用方式の適用に当たって用いる

モデルは、後ほど説明しますが、長期増分費用モデル研究会において検討しましたモデル、いくつかあるのですけれども、どれを用いることが適当であるかという点についてもご議論いただきたいと思います。3番目としまして、NGN接続料との関係とあります。これは前回、平成24年の答申の時に、電話網の接続料を下げるのが非常に難しいという観点から、一方、IP電話、NTT東西のひかり電話の着信接続料についてはPSTNの電話網の接続料よりも十分安いレベルにありましたので、それを、需要と原価を合算して算定するとよりリーズナブルになるのではないかという提案もありまして、そのような提案についてどう考えるかということでございます。

大きな論点の2つ目はNTSコスト、先ほど一部除いたというコストなのですが、これは1度、段階的に除くことを決定したのですが、ユニバーサルサービス制度という制度で補填対象額の算定方法の見直しに伴って、どんどんユニバーサルサービス料が増加するのを防ぐために、ユニバーサルサービスのコストの一部を接続料で回収することが当面適当ではないかとなりまして、平成20年度よりNTSコストのうちの一部がまた接続料に戻されまして、平成23年度、100%算入しています。こういったNTSコストについて、平成28年度以降、どのように扱うかというところでございます。

大きな3つ目は、通信量の扱いでございます。今、通信量については、正確性と、あとはなるべく最新のものを使うべきだという観点から、前年度の下期と当年度の上期を合算した通信料を使っています。すなわち、本来、4月から3月までの通信量を使えばぴったり合うのですけれども、そうすると予測の精度が落ちるということで、半年前の接続料、すなわち前年の10月から当年の9月までの通信量を採用しております。これまではそれを使うということでしたが、平成28年度以降の接続料算定において、これを引き続きそのような考え方で使うのか、あるいは新しい考え方を導入するのかという点でございます。

4つ目が東西均一接続料でございまして、こちら、元々NTT東日本、西日本、別々の会社ですので、当然、接続料は異なります。ただ、これまで社会的な影響等を勘案しまして、東西の接続料を一緒にしております。このような考え方を今後どう継続するかという点でございます。

最後5つ目は新たな算定方式の適用期間ということで、これまでモデルを数次にわたって改修しました。3年適用した時もありますし、2年の時もありました。新しい28年度以降の接続料算定方式の適用期間を何年間とするかという点についても、ご議論いただければと思っております。

では、25ページ以降、それぞれについて、もう少し具体的に説明させていただきたいと思えます。

まず、26ページ、長期増分費用方式の適用について、これは参考までに、前回の長期増分費用方式に係る答申の評価でございます。基本的にはこの方式は透明性や公平性を確保するという観点で引き続き重要なので、今後も一定の意義を持ち続けるということ

と、あとは現時点でこれに代わり得る適切な方式は見当たらないということもございまして、採用するという事になっています。なので、今後どう考えるかということでございます。

27ページをご覧ください。これはご参考ですけれども、諸外国はどうなっているかというところでございます。アメリカは今、Bill & Keepという接続料をお互いに相殺する方式を導入しているところで、2020年までに完全移行する予定でございます。ヨーロッパはLRIC方式で、英国、フランスはそれによるプライスキップの形を取っていきまして、ドイツでは日本と同じように認可制となっています。韓国は日本と同様にLRICによる認可制という形になっております。

28ページをご覧ください。今度は長期増分費用方式の適用に当たって用いるモデルについて、先ほど申しました長期増分費用モデル研究会での結論でございます。28ページは長期増分費用モデル研究会の概要ということで、ざっとご覧いただければと思います。

29ページをご覧ください。この長期増分費用モデル研究会では、IPモデル、要は交換機をルータにしたらどのくらい安くなるかというモデルを作ってくださいということをして1つ検討しました。あともう1つは、既存モデルをそれ以外の方法で見直したらどうということが考えられるかということで検討しました。

まずIPモデルについて、でございます。長期増分費用モデル研究会においては、IPモデルで作ってみたときのモデルを一応作ることができました。ただ、やはり単純にPSTNにIPを適用すると難しいところございまして、一定の課題や留意点がございました。それが下の赤で書いてあるところなのですけれども、大きく3つございまして、1つは接続料の算定に当たって整理が必要となる。なかなか研究会レベルでは整理できなかった点が2点ございます。1つは、今、普通の電話、PSTNの電話は音声品質がしっかり確保されています。一方、それをルータにしてしまいますと、必ずしも品質確保ができなくなります。したがって、その品質確保をするためには、すべての電話がかかってきてもそれに対応できるだけの太いネットワークを作る必要がございまして、そこまでする必要があるかどうかというところでございます。もう1つは、IPモデルで算定できない機能というのがありまして、それについてどう考えるかということです。

2点目は、IP網での実現方式が定まっていないためモデルで考慮していない事項がございまして、例えば公衆電話や緊急通報の機能については、どのように実現するかはまだ決まっていないので、モデルでは考慮しなかったという点が1つの留意点になっています。その他設備構成等々にもございます。

30ページが、今申しました点を簡単に図示しているものです。左側がPSTNの構成要素でございまして、真ん中にある×が書いてある四角のところが交換機なのですが、これをルータにしましたということでございます。ルータにすると右のようなネットワークのモデルが考えられるのですけれども、そうしますと、左の④と書いてありま

す中継伝送専用機能という機能がありまして、これがなかなかIPモデルではうまく作れないという問題がありました。

31ページをご覧ください。先ほど申し上げました、音声品質確保のためのネットワークの作り方について最後までまとめきれなかった点なのですけれども、こちら、2つのケースが最後まで残りまして、それについて両論併記という形にしています。

ケースAが、実際、IP網はPSTNのように同時接続を制限する機能はないのですけれども、あると仮定して、ネットワークをそんなに太くしないというケースでございます。ケースBは、逆にIPには同時接続制限機能はないということを前提として、すべての回線が同時接続しても品質確保することができるだけの太い回線にするというケースでございます。この2つのケースを両論併記としているところでございます。

32ページをご覧ください。32ページは、これ以外で現行モデルを改修したらどういふものが考えられるかという点についてまとめたものでございまして、いくつかの見直し項目がございます。こちらについて見直すと、ある程度ネットワークコストを下げられるということになりました。

その結果が33ページでございます。現行モデルで下の四角の接続料原価というところをご覧くださいなのですが、1,483億円が現行でございます。これを仮にIPモデルにしたとすると、ネットワークをあまり太くしないケースAの場合では1,066億円ということで、大きく接続料原価を下げることができます。一方、ネットワークを太くするケースBでは1,849億円ということで、逆に値上がりするということになります。IPモデルではなく今のモデルを改良するという考え方では1,416億円ということで、現状よりは下げることができるという試算結果になってございますので、こういったことも踏まえてご検討いただければと思っております。

では、次の34ページをご覧ください。NGNの接続料との関係でございます。こちらについて、一緒にしてもいいのではないかとといった提案について、前回の答申では、下に答申で示された課題ということでもありますように、PSTNとIP電話の設備構成とか機能等が違うといった点についてどう考えるのか。あるいは、PSTN、確かに値下がりするのですけれども、逆にNGNの接続料は上がってしまいます。この点についてどう考えるか。このような課題がありますとまとめられました。

では、実際にどうなっているかというのを次ページ以降をご覧ください。

35ページは、対象設備はこうなっていますということでございますので、説明を割愛させていただきます。

36ページをご覧ください。今のNGNの接続料の関係で、ひかり電話がどのようになっているかという状況でございます。契約数で言いますと、東西合計で伸びている。一番上の紫色が、これが従来型の電話でございますので、電話が減っている一方でIP電話が伸びているということになっています。

次の37ページをご覧ください。今度はトラフィック、通信量でございます。これは通信

回数、通話時間ともに同じような傾向が示されているところがございます。

そうしますと、38ページの、今度は接続料でございますけれども、左側がIGS機能、これはひかり電話の接続料なのですけれども、棒グラフになっているところがひかり電話の接続料でございます。折れ線グラフのところ、これが従来型の電話のGC接続料なのですけれども、このGC接続料というのが上昇傾向である一方で、ひかり電話の接続料は大きく下がっていて、現在では3円台ということになっています。右側は原価ですけれども、原価については従来型の接続料、GC接続よりも原価は大きく下がっている一方で、IGS機能の接続料原価は下がっているけれど、それほど下がり方は大きくないといった状況になっています。

そうしましたら、今度は大きな2つ目の論点でございます。NTSコストでございます。

40ページをご覧ください。先ほど申しましたように、NTSコスト、加入者回線に依存するコストなのですけれども、図示しますと黄色い部分でございます。この黄色い部分、元々この接続料コストに入っていたのですけれども、平成17年度以降、これを段階的に除外していきました。一方で、ピンク色のところについては、平成20年度以降、また段階的に付け戻しているという状況でございます。現在はピンク色のき線点RT-GC間のコストが接続料に参入されているという状況になっています。

41ページが先ほどのユニバーサルサービスといったところでございまして、左側の図で赤くなっているところが元々ユニバーサルサービスのコストということで算定されたところでございますが、ユニバーサルサービスの利用者負担を抑える観点から、これを見直しまして、右側のように赤い部分を大きく削りました。その結果、削られた部分について、当分の間、接続料で回収するという事になって、今のようにピンクのところですね。もう1回、接続料のコストとして入れ直したというところがございます。

42ページは、ユニバーサルサービスの今の番号単価の推移のところ、元々、ユニバーサルサービス料は7円でございますが、最大8円まで上がっていたのですけれども、現在は2円という状況になっております。

43ページは、ご参考までに、先ほど申しました、NTSコストを段階的に除外しつつ、またもう1回戻したというところを経年について説明しているものでございます。

では、大きな3つ目の論点でございます。

45ページをご覧ください。入力値の扱いでございまして、これは先ほどの繰り返しでございますけれども、可能な限り直近の通信量がいい。一方で、予測の信頼性も高い方がいいという、そのバランスを考慮した結果、半年前の予測の通信料も使っているのですけれども、今後をどのように考えるか。考え方としましては、平成17年度以降の接続料算定において、前年度の通信量を使う、当年度の通信量を使う、今のように6カ月前の通信量を使う、この3つがありまして、今後どうするかというところが論点になるかと思っております。

46ページをご覧ください。東西均一接続料の扱いが、4つ目の論点でございます。

47ページにありますように、これまでNTT東西の接続料については、東西間格差が20%以上あったということで、社会的影響を考慮して、東西均一接続料をずっと続けてまいりました。

48ページが今の状況でございまして、第6次モデルを使った平成27年度の最新の認可申請中の数値であっても1.20倍ということで、20%以上の格差は引き続き続いているという状況ではございます。こういった状況を踏まえて、どうするかということがございます。

駆け足ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

(山内部長) どうもありがとうございます。それでは、今ご説明をいただきました長期増分費用方式の接続料の問題につきまして、ご意見あるいはご質問ありましたらご発言願います。いかがでしょうか。どうぞ、泉本委員。

(泉本委員) 資料の8ページで、加入者交換機への接続(GC接続)、それから中継交換機への接続(IC接続)ということで、料金が出ているのですけれど、いろいろな表、例えば16ページのところで、通信回数も、それから通信時間も、GC経由の方が大きく減ってきています。また、IC経由の方は、減ってきていますけれど微減。この減り方がかなり違うのですが、なぜこういう違いが起きているのでしょうか。

(片桐料金サービス課企画官) まずGC接続、IC接続なのですけれども、元々、一番素直に接続するときにはICになります。といいますのも、ネットワークに直接つながりますので、一番近い同士でつなげるというのが基本かと思えます。

ただ、当時、NTT東西の接続料が、非常に高かったということもありまして、なるべくNTT東西のネットワークを使わないで自前のネットワークを使いたいという要望がございました。中継交換機まで持っていかないで、加入者交換機の段階で接続したいと。そうすると、NTT東西のネットワークを使う量が非常に減りますので、その分、接続料が抑えられる。逆に、自分のネットワークをたくさん使うので、自分のネットワークのコストはかかるのですけれど。

(泉本委員) 事業者の要望ということですね。

(片桐料金サービス課企画官) はい、そうです。そういった要望があったのですが、時と状況により、加入者交換機でつなぐよりも中継交換機でつないだ方がトータルとして安くなるということもあります。例えば、どんどん中継交換機と加入者交換機の接続料の差がなくなってきたり、あるいは自らのネットワークで加入者交換機までネットワークを伸ばすという費用が高かったりすると、それは減らした方が逆にいいということになります。

それで、そういう形で加入者交換機と中継交換機で接続するバランスの差分でもまた大きく異なってきますし、あとは、加入者交換機ですと、中継交換機の方がより接続料原価の減り分、原価の減り方の差などがいろいろ違ってしまいますので、そういったことでも変化が起こっております。1つの要因だけではないのですけれども、いくつかの要因が

重なりまして、G Cのより減少分が大きく出るという形になっております。

(山内部会長) よろしいですか。

(泉本委員) はい。

(山内部会長) なかなか難しい。

(泉本委員) 難しいですね。

(片桐料金サービス課企画官) いくつかの変数が絡んでおりまして。

(泉本委員) このグラフを見ると、はっきり極端に出ていますよね。

(片桐料金サービス課企画官) そうですね。はい。

(山内部会長) 元々このLRICは難しいやり方です。昔々は、接続料が高いので、技術革新を取り込んで安くするという目的で始めた経緯があるのですけれども、古典的な固定電話はだんだん減ってきてしまいましたので、どんどん減って大変なことになっているというのが今の状態かなと思います。

ほかにいかがですか。

(泉本委員) 41ページのユニバーサルサービスのコストについて、確かに8円から2円まで減っているのですけれども、そもそも公衆電話などが少なくなったのでコストが減っているということなのですか。それとも、図だと全国平均費用のラインがアップしたから赤のところ小さくなったとなっていますが、何か配分を変えただけなのですか。誰が負担しているのかよく分からない図だったのですけれども、これはコストが下がっているのか、配分方法を変えただけなのか、そこをお聞きしたいと思います。

(片桐料金サービス課企画官) このグラフ自体が何かといいますと、縦軸が1回線当たりのコスト、横軸がNTTの収容局ごとの1交換機当たりの加入者回線の数になりまして、加入者回線をバーツと並べたときの1回線当たりのコストが高いものを右、低いものを左に並べると、だいたいこういう近似するような曲線になります。

ユニバーサルサービスは、あくまでも競争エリアを越えたところのコストを全事業者負担しようという理念ですので、競争から外れているエリアを特定したのがこの4.9%のところ。上位4.9%のエリアというのは、競争が働いていないので、このコストは皆さんで負担しようというところがございます。

ただ、負担するコストも、全部を負担するのではなくて、全国平均費用分ぐらいは当然、高コスト地域であってもNTT東西が自ら負担すべきだろうということで、その平均費用を超えた部分、そこは競争から完全に外れている世界だということで、全事業者で負担しようというようにしたものでございます。それが左側の赤い部分になります。

4.9%を超えた部分、かつ費用も全国平均費用を超えた部分。この赤い部分全体を元々ユニバーサルサービスの制度の枠組みで補填しようということだったのですけれども、この枠組みでやろうとすると、どんどん利用者負担というか、今、1番号当たりいくらかという形でユニバーサルサービスの負担額が決まっていまして、これが数十円になることが想定されました。

そういった中で、利用者負担を抑えるという観点から、実際にユニバーサルサービス基金で、この制度で負担する額を減らしましょうという議論になりまして、それが全国平均費用以上ではなくて、さらに上の全国平均費用＋標準偏差の2倍といった、NTT東西がどんなにがんばってもそれ以上はさすがに自ら何とかすることはできないでしょうというレベル以上だけをユニバーサルサービス制度で負担しましょうということになりました。

そうすると、結局、白い部分が、ではこれはNTT東西が負担するのかということになってしまって、それはそれでまた事業者の負担の公平性の面から問題がございますので、それをユニバーサルサービスという形ではなくて接続料という形で負担しましょうというようになったものでございます。その費用というのは、おおむね、き線点RT-GC間伝送路の費用と同じぐらいでありましたので、これを接続料に入れるという形になりました。

(泉本委員) 接続料に化けてしまったのですね。

(片桐料金サービス課企画官) そうです。そういった意味で言うと、元々、この一部のところというのは、従来ユニバーサルサービスという枠組みで負担していたものを、接続料という枠組みで、事業者間で負担するということにしますというものでございます。

(山内部会長) ある意味、費用を付け替えたということになる。

(片桐料金サービス課企画官) はい。

(山内部会長) ほかにいかがですか。特によろしいですか。

この問題、今ご説明いただきましたが、専門的などころがかなり大きいため、本件につきましても、この部会でも最終的に審議しますけれども、接続政策委員会でご検討いただいて、その結果を報告していただいて、それでまた審議ということにして答申を取りまとめたいと思いますけれども、そういう形でよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、よろしければその旨決定することといたします。

閉 会

(山内部会長) 以上で本日の議題は終了でございます。委員の皆様から、ほかに何か特段ご発言等ございますか。事務局の方から何か。よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議を終了いたします。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げたいと思います。以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。